

第4回 青森県子ども・子育て支援推進会議

日 時 平成26年11月11日(火)

10:00～12:00

場 所 アラスカ 3階 エメラルド

1 オリエンテーション

(司会)

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

事前に配布させていただきました資料として、本日の次第、名簿、席図、資料1～12、参考資料です。

なお、当日配布資料として、説明資料「仮称のびのびあおもり子育てプラン」(第一次素案)について」がございませう。また、資料1, 2, 3, 4については、差し替えをお願いします。本日お持ちになっていない方や不足の資料がありましたら、お知らせください。

2 開会

それでは、ただ今から、第4回青森県子ども・子育て支援推進会議を開催します。

私は司会を進行します、こどもみらい課課長代理の村上と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、開会にあたり、知事よりご挨拶申し上げます。

3 開会挨拶

(青山副知事)

皆さん、おはようございませう。私は副知事の青山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、三村知事、公務が重なり出席できません。知事から開会にあたりましての挨拶を預かってまいりましたので代読させていただきます。

第4回青森県子ども・子育て支援推進会議の開催にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は御多忙のところ御出席くださり、誠にありがとうございます。また、日頃から子ども・子育て支援の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本県における少子化の現状は、合計特殊出生率に回復の傾向があるものの、全国平均を下回っている状況であること、少子化の要因の1つである未婚化、晩婚化が進行していることなどから、依然として少子化に歯止めが掛かるまでには至っていない状況にあります。少子化の進行は人口の減少や一層の高齢化の進展による地域全体の活力の低下、労働力人口の減少に伴う経済規模の縮小など、本県の社会経済に様々な影響を及ぼすことから重要な課題の1つとなっております。

国においては昨年6月に決定された少子化危機突破のための緊急対策に基づき、結婚、妊娠、出産、育児を切れ目なく支援することとしているほか、先週開催されました地方創生会議においては、日本の人口の将来を示す長期ビジョンの骨子案を公表するなど、少子

化対策を含めた人口減少対策への取組を本格化させております。

県においても、県政運営の基本計画、未来を変える挑戦の中で、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを政策の柱に据え、結婚、出産への支援や社会で支え合う子育ての推進、様々な環境にある子どもや家庭への支援の充実、親子の健康増進に取り組んでいるところです。

本日は次期青森県次世代育成支援行動計画の第1次素案について御説明させていただきます。次期計画はこうした国や県の取組を踏まえつつ、母子保健計画及び子ども・子育て支援事業支援計画を一体として策定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育つことを総合的に支援する社会づくりに一層取り組むことを目指しております。

委員の皆様には、それぞれの専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本県にとって大きな課題である平均寿命の延伸のため、「今を変えれば未来は変わる」のスローガンのもと、全県的な健康づくりを展開しております。本県の子どもは肥満率が高く、幼児の虫歯有病率が高いなどの解決すべき課題があります。健康のための生活習慣を子どもの頃から身に付けておくことは非常に重要ですので、皆様の御協力と御支援を重ねてお願い申し上げます、開会にあたりましての御挨拶といたします。

平成26年11月11日 青森県知事 三村申吾 代読

本日はよろしくお願ひいたします。

4 会議成立報告・委員紹介

(司会)

次に会議内容の公開についてお願い申し上げます。

この会議は公開を原則としております。また、議事録として皆様の発言内容を要約し、県のホームページに掲載いたします。予め御了承を願います。

本日は委員20名のうち17名御出席いただいておりますので、会議が成立していることを報告いたします。

なお、本日、阿部博明委員、三浦正名委員、村上壽治委員におかれましては都合により欠席となっております。

ここで恐縮ではございますが、青山副知事につきましては公務のため退席させていただきますので、御了承をお願いいたします。

(青山副知事)

では、よろしくお願ひいたします。【退席】

(司会)

それではここからは議事に入ります。議長であります佐藤会長にお願いいたします。

よろしく申し上げます。

5 議事

(佐藤会長)

それでは会議に入りたいと思います。議事を進める前に本日の議事録署名者を指名させていただきます。

熊谷委員、櫻庭委員にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それではさっそく次第に従いまして議題に入ってまいりたいと思います。まず第1に報告事項の幼保連携型認定こども園部会の設置について、事務局より御説明を願います。

(事務局)

こどもみらい課児童施設支援グループマネージャーの最上と申します。私の方から御説明申し上げます。座って説明をさせていただきたいと思います。

幼保連携型認定こども園につきましては、前回、その前の会議におきまして認定こども園の基準に関する条例の内容について様々御検討をいただいたところであり、資料の後の方に、その条例を記載しております青森県の県報と、それから条例の全文について参考までに添付させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

この内容につきましては国の基準府省令のとおりということで、先の9月議会に提案をさせていただき、可決されたというところがございます。この条例に基づきまして、今後、幼保連携型認定こども園の認可作業を進めていくということになりますが、そのことについて部会を設置して進めていくということで御説明をさせていただきたいと思います。報告事項資料というものがございますので、これを御覧いただきたいと思います。

下の方に部会の設置について、でございますけれども、まず法律でこの幼保連携型認定こども園に関する審議をするための審議会、これを置くこととされてございます。そのため、県ではこの青森県子ども・子育て支援推進会議の部会としてその幼保連携型認定こども園の審議の機関を設置するというので、これにつきましては26年2月の県議会に提案をさせていただきまして、そのこと自体については議決をされて、26年4月から施行されているものでございます。

1枚めくっていただきまして、その部会の概要でございますけれども、名称は幼保連携型認定こども園部会ということで、この部会の所掌する事務については、幼保連携型認定こども園の設置、廃止の認可、それから事業の停止、施設の閉鎖命令、認可の取消しということについて御審議をいただく機関ということになっております。

委員構成と定数につきましては、会長が指名をして、その数は7人以内ということにさせていただきます。

部会長については、委員の互選で定めるということ。それから、この部会で決定した議決をもって、親会議であります青森県子ども・子育て支援推進会議の議決とするという形

になってございます。

下の方に事務局としてこの部会の委員構成についてのイメージを参考までに付けさせていただきます。この部会の構成員と書かれたところ、ここにつきましては認定こども園の機能、あるいは目的、そういうものに則してこういう分野から選ぶというのが妥当かなと言うことで、イメージですけれども付けさせていただきます。

今後のスケジュールですけれども、幼保連携型認定こども園の認可、認定に関しては、この後13日に各幼稚園、保育所の事業所、それから市町村を集めた認可に関する説明会を開催することとさせていただきます。その認可申請の1回目の締切りを、12月中を想定してさせていただきますので、この部会につきましても12月に組織会を行い、その1回目の審査をしていただくということになります。その後、2回目に1月上旬に申請を締切りし、1月中に部会の2回目を開き、2月上旬にまた締切りをし、その分について2月に開催をする。最後、様々な修正を踏まえて、年度内の申請については3月中に最終的な部会を開催して、全て必要なものについては認可をしていくという流れで考えてございます。

以上です。

(佐藤会長)

ただ今、御報告がありました。特に何か質問、ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、このように決めさせていただきたいと思えます。

それでは協議事項に移らせていただきますが、3件用意してございます。しかし、①が言ってみれば本体でございまして、その中身を構成するのが②、③でございまして、特に我々はこれまで③を協議してまいりました。そういう意味で1番がようやく素案、つまり我々が作るべきものはこの計画であり、プランが最終的な我々の課題になりますが、その中身を②、③が構成しているということでもあります。

そのような関係上、①、②、③を通して、まず事務局から御説明をしていただき、その上で皆様の御意見、御質問、御感想等、ぜひとも様々な御意見をいただきたいと思っております。特に①については、この本体、初めて全体像が示されるわけでございますので、活発な御議論をいただきたいと思っております。

それではさっそく①の青森県次世代育成支援行動計画「(仮称) のびのびあおもり子育てプラン」(第1次素案)について、事務局より御説明をいただきたいと思えます。

(事務局)

こどもみらい課子育て支援グループマネージャーの泉谷と申します。私の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは資料の方は本日お配りさせていただきました、右の上の方に※当日配布ということで、A4の横の形で「(仮称) のびのびあおもり子育てプラン」(第1次素案)について、となっております資料で概要について御説明させていただきたいと思えます。

1枚めくっていただきまして、2ページのところになります。まず現状と課題ということで説明をしていきたいと思えます。その1つ目として、少子化の動向ということでございます。

左の方のグラフは人口の推移、それから将来推計人口ということになりますけれども、平成25年の10月1日現在では約133万人という人口も、平成52年には約93万人ということで、約40万人減となり、また年少人口の減少が続くと推計されてございます。右の方は出生数と合計特殊出生率の推移ということでございますけれども、出生数も減って、25年は9,126人ということで、昭和45年と比べますと約35%ということでございます。合計特殊出生率も平成18年以降、全国を下回る状況でございまして、子どもの数と生産年齢人口が減少しているということで、子どもの数を増やすことが課題とされてございます。

続いて3ページでございまして、現状と課題②-1ということで、婚姻の動向です。左のグラフを見ますと、平均初婚年齢は年々上昇し、全国との差も縮まってきているような状況となっております。また、真ん中のグラフは生涯未婚率の推移でございまして、こちらも上昇しております。男性は全国を上回る状況となっております。それから右のグラフは婚姻率、それから離婚率の推移ということですが、婚姻率が昭和45年以降低下しているということで、全国順位では42位という状況でございまして、未婚化・晩婚化が進行しているということで、結婚の希望が叶えられる環境をつくるということが課題であるということでございます。

続いて4ページを御覧いただきたいと思えます。こちらは出産の動向でございまして、左のグラフは、本県の母の年齢別出生率の推移ということでございますけれども、グラフの黄色とピンクのグラフというのが20代の出生率ということになっておりますが、こちらが下がってきておまして、30から34歳の間の年齢層の出生率というものが、25から29歳の間の年齢層の出生率よりも高くなっているという状況になってきておまして、出産年齢が高まり30代に移行してきているという状況です。

それから真ん中のグラフを見ていただきますと、本県の不妊相談件数の推移ということで、不妊に悩む方の増加ということです。

それから右のグラフは理想とする子どもの数と予定とする子どもの数ということでございますけれども、理想とする子どもの数は2.54人、予定の数が2.17人ということで、予定とする子どもの数が理想よりも少ないということになっております。また、その理由のとしては、やはり経済的な問題がベスト3を占めているという状況でございまして、課題としまして、希望する子どもの数を実現できる環境をつくることとしております。

それから5ページ目でございまして、こちらが家族の状況ということでございまして、左のグラフを御覧いただきますと、こちらは家族類型別比率ということで、3世代の世帯というのが減少しておまして、核家族化が進行しているという状況になってございます。それから右のグラフを御覧いただきますと、18歳未満の子どもがいる世帯の推移ということで、子どもがいる世帯が減少してきているということで、子どもがいる世帯を増や

し、そして世帯規模を拡大していく必要があるという課題になってございます。

続いて6ページを御覧いただきたいと思います。こちらは女性の就労状況でございます。左のグラフを見ていただきますと、女性の就業者数は減少しておりますけれども、女性の就業者割合ということでいきますと増加しているという状況でございます。また、右のグラフで就業者の夫婦世帯に占める共働き世帯・専業主婦世帯の割合ということを見ていきますと、上の点線のグラフ、こちらが共働き世帯の増加、一方で実線のグラフが専業主婦世帯でございますが、こちらは減少しているという状況になってございます。女性の就労割合が高まってきておまして、女性の仕事と子育ての両立支援を充実させていくということがまた1つの課題でございます。

続いて7ページを御覧いただきたいと思います。こちらは地域の状況ということですが。左のグラフは本県の市部・郡部別人口割合の推移ということでございますけれども、市部と郡部の人口比は3対1ということで、グラフの下の緑のところ、こちらが郡部の人口の割合となっておりますけれども、御覧のとおり減少している状況でございます。

このような中で、右のグラフは地域住民が協力して青少年育成に取り組んでいることの充足度、それから重要度というものでございますけれども、下の方のグラフになりますが重要度というところでは重要と記載しているところが73.3%ということに對しまして、右の方の充足度というところで満たされていると答える方は14.1%ということで、地域の青少年育成の取組が不十分であるということが挙げられます。地域の支え合いが希薄化しているという現状を踏まえて、地域の支え合いを活性化していくということが課題と考えてございます。

続いて8ページを御覧いただきたいと思います。こちらは子どもの心身の状況と生活の実態でございます。左は妊婦喫煙率の推移ということでございます。下がってきてはいますが、全国と比べると喫煙率が高いという状況。それから真ん中は年齢別肥満傾向児の出現率ということで、実線が本県、点線が全国ということでございますけれども、6歳から17歳全ての年齢において全国平均を上回っている状況になってございます。

それから右の子どもが主に遊ぶ場所についてでございますけれども、こちらをしてみると、室内遊びが多く、屋外での遊びや自然体験が少ないということになってございます。

課題としては、子どもの成長に応じた健康の増進と健全な育成を進めることが必要と考えているところです。

続いて9ページでございます。子どもをめぐる問題ということで、児童虐待の相談件数の推移を見ますと、年々増加しているという状況で、25年度は24年度より少し下がってはございますが高い水準を維持しているところでございます。また、右の本県における不健全性的行為少年の推移を見ますと、男女とも補導人数は増加しているということで、児童虐待や性非行の問題を抱える子どもが増えているという状況にあり、支援を要する子どもにきめ細やかな対応をすることがまた1つの課題と考えております。

続きまして10ページでございます。特に支援を必要とする子どもの状況です。家庭環境

などから社会的な支援の必要な児童に対しまして、より家庭的な養護を行うということで里親等委託ということがございます。この里親等委託の推移につきましては上昇してございまして、より家庭的養護ということが推進されてきている状況にはございますけれども、小・中学校に設置している通級指導教室数、それから指導を受けている児童生徒数ということで見ますと、特別な教育的ニーズのある児童生徒が増加しているという傾向でございます。

このことから、家庭的環境での支援ですとか自立と社会参加に向けた支援を充実させていく必要があると考えております。

続いて 11 ページでございます。仕事と生活の調和をめぐる状況ということで、左のグラフは子育てと家事の役割分担ということで、上の青い方が男性の負担割合ということで、この青いところ 4 割以下と答えている方が 79% ございます。また下の方の赤いところで、女性が 6 割以上と答えているところは逆に 80% ということで、子育てと家事の役割は女性に比重が高いという状況となっております。

また真ん中のグラフですが、事業所規模別の育児休業制度の有無ということで見ますと、事業所の規模が小さくなると育児休業制度がない事業所が増加しているという状況でございます。

また右のグラフを見ていただきますと、女性が仕事と子育てを両立する上で必要な職場の制度ということで、子どもの病気やけがの時に休暇がとれる、ですとか、産前産後の休暇・育児休業がとれるというところで、緊急時に対応できる職場環境が求められている状況でございます。

こういった状況から、男女共に仕事と生活の調和を実現できる環境をつくるのが課題であると考えています。

続いて 12 ページでございます。地域の子育て支援サービスの提供状況ということで、左のグラフ、本県の保育対策の推移ということでございますが、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育、全てにおいて年々増加している状況にありますけれども、右のグラフを御覧いただきますと、こちら側は年代別の「安心して子どもを産み育てられる環境が整っていること」の充足度と未充足度ということでございますけれども、20 代と 30 代のところが未充足の割合が充足よりも高いということで、子育て世代の不満が高いということが伺えます。こうしたことから、地域の子育て支援サービスを充実させるのが課題でございます。

続いて 13 ページを御覧いただきますと、この次期プランのめざすものということで、今申し上げました現状と課題というものをここに並べてございますが、その現状と課題に加えまして基本理念としましては、また現在の「わくわくあおもり子育てプラン」の理念を踏まえつつ、結婚の支援ということで、国の方でも策定指針の中で結婚から子育てまでの切れ目のない支援ということで、結婚支援ということも加えていくということがございますので、この辺を追加することといたしまして、「子どもとともに、親とともに、地域とと

もに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、結婚・妊娠・出産・子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします」ということとしたいと考えてございます。この朱書きで書いた部分が修正したところでございます。

基本的視点についても同様の考え方で、3つ目の「すべての人が結婚・妊娠・出産・子育てに関心を持ち、地域の支え合いを大切にする視点」ということで、現プランの修正をしていきたいと思っております。現プランでは、子育てを通してということでございますけれども、このように追加したいと考えてございます。

基本目標のところにつきましても、真ん中のところですが、「社会全体で、結婚・妊娠・出産・子育てを支え合い、安心して子どもを産み育てられる青森県」ということに修正したいと考えてございます。

続いて14ページでございます。こうした理念ですとか基本目標がございまして、課題を掲げたところで施策の基本方針というものを定めてございます。現プランには5つの基本方針ということになってございましたが、今回、結婚からの支援ということも加えまして、まず1つには結婚の支援、そしてライフステージに応じた形で2つ目として妊娠・出産の支援、そして3つ目として子育ての支援、それから4番目として社会的養護にいる児童の家庭的養護の推進というところも言われているということがございます。特に支援が必要な子どもの支援ということで、様々な環境にある子どもや家庭の支援を施策の基本方針としていきたいと考えてございます。5番目は健全育成、そして6番目が子どもが安全に生活できる環境づくりの支援ということで、5番目と6番目は現計画での基本方針としておりまして、引き続き基本方針としていきたいと考えてございます。

続いて15ページは目標でございます。そしてもう1つ進んでいただいて16ページのところで施策の内容ということで、基本方針から施策の目標、16ページのところで目標と施策の内容を中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず結婚支援というところでは、施策の目標として「結婚を社会全体で支援する取組の推進」「結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進」とし、施策の内容としては、結婚に関する気運の醸成、男女の出会いにつながるサポートの体制の充実、そして結婚から子育ての総合的な取組の推進ということとしていきたいと考えます。

妊娠・出産支援の部分では、こちらは現計画でも目標としている内容でございまして、多少文言の整理をしました。策定指針ですとか、またこの妊娠・出産については母子保健の計画の部分でございますので、「健やか親子21」に対応させて策定しましたので、そちらを踏まえて内容の方を少し整理させていただいております。

それから3つ目の子育て支援というところでは、「幼児期の教育・保育等の推進」ということで目標といたしまして、施策の内容は区域の設定から、このようにたくさんの内容を盛り込んでございますが、こちらは子ども・子育て支援事業支援計画の方に盛り込むべき内容に対応させまして、このような内容としているところでございます。

それから施策の目標のもう1つとして「放課後子ども総合プランの推進」ということで、

内容といたしまして放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的運営の推進というものも追加してございます。

3番目は様々な環境にある子どもや家庭の支援というところですが、施策の目標の1つ目の「子どもへの虐待防止対策の充実」というところで、その施策の内容として児童相談所の体制強化、それから市町村や関係機関の相談体制整備及び連携の推進というものを追加してございます。

続いての5、6番目の健全育成と安全に生活できる環境づくりの支援というところは、基本的には目標、内容は現プランと同様の内容としておりまして、多少文言の整理をさせていただいている状況でございます。

続いて17ページでございますけれども、これがこの計画で掲げる目標指標ということです。

1つ目の結婚指標ということにつきましては、婚姻率、それから合計特殊出生率、平均初婚年齢、第一子出生時の母の平均年齢を指標としていきたいということです。

それから妊娠・出産支援というところに関しましては、これまでも使用しておりました乳児死亡率を引き続き指標とし、また全出生数中の低出生体重児の割合など、全部で7つの項目を指標としていきたいと考えております。これは「健やか親子21」の指標も踏まえてこのような指針にしたいという考えでございます。

それから3つ目といたしまして、子育て支援というところですが、合計特殊出生率、これは再掲となりますが、こちらと育児休業取得率は現計画にもございますが、これは継続ということといたしまして、その他に理想とする子どもの数の平均と予定とする子どもの数の平均の差ということ、それから子育てをする上で、辛さ、不安、悩みをもっている人の割合というものを指標に加えていきたいと考えてございます。

それから様々な環境にある子どもや家庭への支援というところでは、2つ目にあります黒字の里親等委託率は現在も指標としておりますけれども、さらに委託率を上げていく必要があるということで、引き続きの指標としたい考えです。その他に子育て中に子どもを虐待していると感じることがあった親の割合、それから2つ目の目標の中にもあります母子・ひとり親に関する指標、障害のある子どもに関する指標ということも指標に加えていきたいと思っておりますが、追加指標にするかどうかということで、この辺につきましてはまだ検討をしていく予定でございます。

それから5番目の健全育成というところでは、こちらにある3つの指標を現在も目標指標としてございますけれども、まだ達成されていないところもありますので、引き続きの指標としたいということです。

それから最後、安全に生活できる環境づくり支援というところでは、子どもの交通人身事故死傷者数を引き続きの指標とし、そしてチャイルドシート使用率、それから福祉犯被害少年数というのも新たな指標としていきたいと考えてございます。

計画の概要については以上でございますが、先にお配りしていた資料で、資料の1につ

きましてはこの計画の概要を 1 枚にまとめたものでございまして、本日配布資料で御説明させていただいたので説明の方は省略させていただきたいと思えます。

それから資料 2 の方は、現在のプランと、それから次期プランとの骨子を並べた表となっておりますけれども、こちらでも省かせていただきたいと思います。

資料 3 の方ですけれども、こちらは施策の内容を記載してございまして、副知事の冒頭の挨拶にもございましたけれども、次世代のこの計画とともに、母子保健計画、それから子ども・子育て支援事業支援計画を一体に進めることにしてございましてけれども、この青い実線で囲んだ全体が次世代育成支援行動計画になりますが、左の方にあります妊娠・出産のところは母子保健計画でございまして、子育てや安全安心な環境づくりの部分に関する項目がございまして、それから子育ての部分、特に支援が必要な子どもや家庭のところ、子ども・子育て支援事業の計画の内容にというような関係となっているものでございまして。

私の方から素案に関する説明は以上でございまして。

(佐藤会長)

どうも複雑な内容を的確に御説明いただきました。ありがとうございます。後で、ぜひこの全体計画につきまして、いろいろ御感想や御意見をお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは第 2 の問題につきまして、青森県母子保健計画素案の内容について、事務局から御説明を願いたいと思えます。

(事務局)

こどもみらい課家庭支援グループのグループマネージャーをしております須藤と申します。よろしくお願いいたします。

それではまず資料の 4 の 9 ページをお開きいただきたいと思います。若干重複いたしますけれども、施策の体系という A3 のペーパーでございまして、県の母子保健計画につきましては、この中のどの部分が母子保健計画になるかということでございましてけれども、施策の基本方針でいきますと上から 2 つ目のところがございますが、「安心して子どもを産むために ー妊娠・出産を支援しますー」、そして施策の目標ですけれども、母性及び子どもの健康の確保、増進。そして施策の内容の方にまいりますと、妊産婦・乳幼児に関する保健の充実、その他、合わせて 6 項目という内容になってございまして、今回のプランの方に母子保健計画を盛り込んでございまして。

次に 14 ページをお開きいただきます。14 ページから 17 ページまででございましてけれども、こちらの方が各施策の内容、母子保健計画の具体的な内容を 14 ページから 17 ページのところ記載してございまして。

次に 45 ページをお開きください。先ほども説明がございましたけれども、施策の目標でございまして。2 の安心して子どもを産むために ー妊娠・出産を支援しますーのところ

ざいますが、乳児死亡率、これは前回の計画をそのまま踏襲してございますが、その他に全出生数中の低出生低体重児の割合、以下 6 項目、赤字になっておりますが、こちらを今回の計画で新たに盛り込んだところでございます。計画の本体におきます母子保健計画の記載という部分につきまして、今、簡単に御説明をいたしたいと思っております。

それでは資料 5 を御覧いただきたいと思っております。資料の 5、2 ページ目をお開きいただきたいと思っております。母子保健計画につきましては、国が進めております 21 世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者が一体となって達成に向けて取り組む国民運動計画であります「健やか親子 2 1」で示されております課題、あるいは指標を基本として策定することとなっております。従いまして、「健やか親子 2 1」につきまして、これから簡単に御説明をしたいと思っております。

「健やか親子 2 1」につきましては、平成 13 年に策定されておまして、4 つの主要な課題を掲げており、平成 25 年に最終報告書がまとめられております。そして平成 27 年度から第 2 次の「健やか親子 2 1」がスタートすることとなっております。

下の方の図を見ていただきますが、「健やか親子 2 1」の最終評価におきましては、母子保健に関する計画策定や取組・実施体制等に地方公共団体間の格差があるということなど、3 つの課題が掲げられております。地方公共団体間の格差につきましては、次の資料 3 ページから 5 ページのところに例をお示ししております。

3 ページの下の方の図を御覧ください。上のグラフ、妊婦の喫煙率でございます。全国の都道府県を 5 つのグループに分け、その平均を見ていますが、各グループの平均には差があることがお分かりいただけるかと思っております。本県、青森県につきましては右端の喫煙率の最も高いグループに入っております。

1 枚めくっていただきます。次の 4 ページの下の方の図を御覧いただきたいと思っております。都道府県別の 3 歳児のむし歯の有病率を見ますと、本県が全国で最も高いということが分かります。

続きまして、次に 5 ページの上の方の図を御覧ください。都道府県別の男子小学生の肥満傾向児の出現率でございます。本県は下から 3 番目、発現率が高いとなっております。

次に、資料ちょっと飛びますけれども、8 ページを御覧いただきたいと思っております。このような課題を受けまして、平成 27 年度から開始されます次期の「健やか親子 2 1」の計画に向けて提言がまとめられてございます。地域間格差の解消であるとか、思春期保健対策の充実、以下、各事業の強化充実を図っていくといった提言内容となっております。

続きまして 9 ページ、「健やか親子 2 1（第 2 次）」の内容となっておりますけれども、「健やか親子 2 1（第 2 次）」の基本的視点でございます。現行の「健やか親子 2 1」の性格を踏襲し、少子化対策としての意義、そして国民健康づくり運動である「健康日本 2 1」の一翼を担う意義を有するとしてございます。

また、下の方でございますけれども、10 年後に目指す姿としまして、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を掲げ、日本全国どこで生まれても、一定の質の母子保健サービスが

受けられ、生命が守られるという地域間での健康格差を解消すること、そして疾病や傷害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を認識した母子保健サービスを展開すること、この2つの方向性を示してございます。

資料の10ページを御覧いただきたいと思います。ここでは「健やか親子21（第2次）」のイメージ図をお示ししております。3つの基盤課題と2つの重点課題を設定してございます。この課題解決を進め、すべての子どもが健やかに育つ社会が形成されていくというイメージとなっております。

下の方の図を御覧いただきます。次期計画の課題の概要でございます。基盤課題Aは、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策でございます。これは切れ目ない支援体制の構築をめざすものでございます。基盤課題Bは、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策でございます。その内容は、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現をめざすものでございます。基盤課題Cは、子どもの健やかな健康を見守り育む地域づくりです。これは社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指すものでございます。

又、重点課題としましては、育てにくさを感じる親に寄り添う支援、妊娠期からの児童虐待防止の2つの課題を掲げてございます。

資料の11ページ、指標の構成でございます。国におきましては、ただ今の3つの基盤課題、そして2つの重点課題につきまして、それぞれ複数の指標を設け、指標を経年で見ながら状況を確認していくこととしております。指標は健康水準の指標、健康行動の指標、環境整備の指標、参考とする指標となっております。52の指標と28の参考指標で設定されております。

それぞれの指標の詳細については資料のとおりでございますが、都道府県、そして市町村にあっては、これらの指標を取捨選択し、それぞれの母子保健計画の指標とするとなっております。

資料の12ページを御覧いただきたいと思います。「健やか親子21」と母子保健計画等との関係でございます。母子保健計画は「健やか親子21」の趣旨や目的等を踏まえつつ、母子保健を巡る現状、サービスの現状・課題・目標等を具体的に記載するものでございます。これまでは母子保健事業の実施主体であります市町村の計画として位置付けられてまいりました。

また、下の方の図を御覧いただきます。平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法律に基づきまして、市町村においては次世代行動計画を策定することとなりましたが、その内容につきましては市町村がすべき母子保健計画の内容と重複しております。

13ページの上の方を御覧ください。従いまして、平成17年度以降につきましては市町村の母子保健計画につきましては次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画の一部として組み込まれることとされております。

下の図でございますけれども、都道府県・市町村の母子保健計画の位置づけを示してございます。母子保健計画は子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と併せ、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の中に一体的に作成すると整理されたところでございます。

14 ページを御覧いただきます。14 ページに掲げておりますのが今年の6月に国の方から示されました母子保健計画策定指針でございます。指針の中に市町村だけでなく都道府県においても母子保健計画を策定するということが明記されてございます。

下の図を御覧いただきます。市町村・都道府県・国が、それぞれの役割を果し、一体となって母子保健の取組を推進していくということを示してございます。母子保健事業の取組を主体的に推進していくのは市町村でございます。しかしながら、県の果すべき役割としましては、まず第1としまして県内の母子保健の課題を解決するための人材の確保や質の向上を図ること、2つ目として県内の課題を広域的・専門的な立場から把握し、評価に必要なデータの分析結果を市町村に還元すること、また3つ目としまして、市町村・医療機関等と一体的な取組をするため、関係者の連携強化の中心的な役割を果すということが県に求められてございます。

資料の15 ページを御覧いただきます。県の母子保健計画の内容としましては、施策目標としまして、母性及び子どもの健康の確保・増進、そして重点施策としまして、こちらに掲げております6項目を実施するということとしております。

下の図を御覧いただきます。計画の指標でございますが、「健やか親子21（第2次）」の指標を基にしまして、全国と格差のある指標であり、かつ今後、改善が求められる指標としまして、妊婦の喫煙率、3歳時のむし歯保有率、男子小学生の肥満傾向児の割合等を盛り込んだところでございます。

最後になりますけれども、母子保健計画の内容を見直すにあたりましては、次の点について今回見直しをしてございます。先ほどから御説明しております「健やか親子21」の第2次で示されました課題や指標、そして2つ目としまして次世代育成支援対策推進法に基づきまして国が示しました策定指針、そして先ほど平成26年6月に国が示した母子保健計画指針、これらを踏まえまして十分に見直しを行ったところでございます。

また、「健康あおもり21」「青森県保健医療計画」などの県が策定した計画と調和を図るとともに、庁内関係各課からの御意見を取り入れたところでございます。

母子保健計画につきましての御説明は、簡単でございますが以上でございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。よく分かりました。

それでは最後の3番目ですが、青森県子ども・子育て支援事業支援計画の内容について説明してください。

(事務局)

青森県子ども・子育て支援事業支援計画の内容について、また私の方から御説明をさせていただきますと思います。

まず、これまで子ども・子育て支援事業支援計画の内容については何度か、数度にわたって御議論をいただいておりますけれども、その内容が今回「(仮称) のびのびあおもり子育てプラン」のどこに、どのような形で位置づくのかということをお説明した後、その骨格に関する検討事項についてそれぞれ御説明をしてみたいと思います。

資料の4でございますけれども、19ページをお開きいただきたいと思います。このページを見ながら御説明をさせていただきますと思います。

赤字で書かれているページであります。赤字のページというのは、今回の計画において書き直した部分でありますけれども、ここの部分は全面的な記載の追加がされております。

19ページの(1) 幼児期の教育・保育等の推進と書かれたところから、22ページの上、⑦教育・保育情報の公表と書かれてあるところ、ここまでが子ども・子育て支援事業支援計画の主な内容ということになってございます。

確認しますが、19ページの①の区域の設定、それから②の各年度における幼児期の教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保、③の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保、それから一番下、④の教育・保育等の従事者の確保及び資質の向上。これにつきましては計画策定に関する基本指針での必須記載事項ということで、これは必ず書くとされている内容でございます。本文につきましては、指針に沿った形でございます。

それから1つ飛びまして⑥、市町村の区域を越えた広域的な見地からの調整、それから⑦の教育・保育情報の公表。これにつきましては任意記載事項ということになっているのでございます。これについても基本指針の内容を記載してございます。

飛びました⑤、地域子ども・子育て支援事業に関する提供体制の確保という部分につきましては、これまで御議論をいただいた形で本県独自の記載事項ということで、後ほどこのことについては御説明を申し上げたいと思っております。

そうしますと、まず資料の6に基づきまして、区域設定のことについて御説明をしたいと思います。区域設定については資料4の①のところですが、本県の区域設定と書かれた部分のことです。

これまでの議論の中で、資料6の下のとこにありますとおり、教育・保育の量の見込み、それから提供に関する県の区域、需給調整の判断。この区域については資料6、1ページめくっていただきまして、県が定める区域設定については市町村を1つの区域として設定することを基本とすると。そして広域利用の割合の高い市町村と協議検討を行った上で最終案を提示するというところまで御議論をいただいたところであります。

今回、その下に書かれてありますとおり、改めてこの方針をそれぞれの市町村にお伝えし、意見を聞いたその結果について御説明をしたいと思います。

資料の6の5ページですが、今年6月に40市町村に意見を聞いた結果、37市町

村からは「その方針で構いません」という意見でしたが、3つの市町村からは、このような内容で意見が出されております。上の2つは広域利用に関する取扱いについて、他の区域と合わせて1つの区域としてほしいということです。それから3つ目の意見については、これは大きな市からの意見でありますけれども、市の中で区域を分けていて、その必要なところに保育所等を整備していきたいと考えている場合は、その市を1つの区域とされるところがうまくいかないんじゃないかという心配の御意見をいただきました。

これらについては広域利用の調整によって、上の2つについては対応が可能であるということ、それから下の意見については、適切な地域で認可・認定が行われるように、市町村と協議をしながら整備を進めていくということを説明し、御理解を得られたところです。

ということで、改めて対応方針案ということで、市町村を1つの単位として設定するというので、ここの部分は記載したいと考えてございます。これについて御意見をいただければと思います。

(佐藤会長)

この3の協議事項につきましては、資料が6から10までございますけれども、皆様に御確認いただいて先に進める必要があるものがございますので、資料ごとに区切って議事を進行させていただきます。

ただ今、資料6の問題につきまして対応方針案ということで市町村に意見を聴いた結果、出た問題についてこのような方針で対応し、先に進めたいということでございますが、このような対応方針で進んでよろしいでしょうか。

それでは、このように、この問題につきましては進めさせていただきます。

次、お願いいたします。

(事務局)

そうしましたら次は資料7についてでございます。資料7につきましては、先ほど見ていただきました資料4の19ページ、イの別表〇のとおりと書かれてあります、ここの検討に関する内容ということでございます。教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」、保育所・幼稚園・認定こども園をどのように整備していくか、その目標値ということでありますけれども、これにつきましては前回の会議でそれぞれの市町村の量の見込み、この部分についての中間的な取りまとめを提示させていただいたところではありますが、今回はその量の見込みに対応するそれぞれの市町村の確保方策について取りまとめた内容を報告させていただきたいと思っております。

資料の7の3ページですけれども、今回、この時期に報告をさせていただくのは、国の基本指針の中で概ね制度施行の半年前までに案を取りまとめるということ、平成26年9月末の段階でそれぞれの市町村からの現時点での暫定値を積み上げたものを取りまとめたものでございます。この内容については、現在まで、また市町村とのやり取りの中で随時修

正されてきている内容で、直近の数字を御紹介させていただきたいと思います。

その下、小さく 4 と書かれているところですが、本来的にはこの量の見込みと確保方策については 1 号認定子ども、いわゆる幼稚園に入ると相当する子ども、それから 2 号認定子ども、3 歳以上の保育を必要とする子ども、それから 3 号認定子ども、3 歳未満の保育を必要とする子ども、この 3 つに分けて量の見込みと確保方策を定めることとされているわけですが、現時点では、この 4 ページの上のところに書かれてあるとおり、保護者の選択で 3 歳以上の子どもについては 1 号になるか 2 号になるか、流動的な部分があるため、ここは区分をせず集計をさせていただいたものであります。

その内容が次のページの上の方にあります 5 と書かれたところが量の見込みとその確保方策ということになっております。平成 27 年度から 31 年度まで、1 号認定、2 号認定を合わせた数として量の見込み 27,324 人。それに対して市町村で確保していくという数字が 29,400。そのうち教育・保育施設、いわゆる幼稚園・保育園・認定こども園で 25,932、確認を受けない幼稚園ということで、この制度認定の給付を受けない幼稚園について 3,124、それから認可外保育施設で 344 ということで、27 年度については 2,076 人分、供給が需要を上回るという形になってございます。31 年までの数値は御覧のとおりでございます。

次、めくっていただきまして上の方、7 ページですが、3 歳未満の子どもの数につきましては、0 歳と 1、2 歳に分けて数値を打ち出しております。0 歳につきましては 27 年 4,740 に対して、確保方策として 4,369 ということで、供給が需要を下回っていると、371 人下回っているという状態です。1、2 歳児についても同様に 572 人下回っているという状況で、平成 27 年、28 年はアンダーだということで、29 年以降は確保されていくということになってございます。

国の基本的な考え方でも平成 29 年度までに確保をしていくという方向でございますので、その流れには乗った形になっていると思っておりますけれども、この数値につきましては今後さらに各施設の量の設定について、それぞれの市町村と調整を図りながら確保を進めてまいりたいと考えているところでございます。

(佐藤会長)

この教育・保育の「量の見込み」「確保方策」につきましては、先ほどもございましたように国に市町村の状況について報告する必要があるということで、このように現状を取りまとめたということでございますので、特に皆さんに御確認いただいて先に進めることとなりますが、質問等につきましては後ほど一括してお受けしたいと思っております。

それでは 3 番に進んでいただきたいと思います。

(事務局)

その次、資料 8、認定子ども園の普及に関する内容について、ということでございます。これにつきましては、資料 4 の 20 ページの③、イ、認定こども園の普及に関する内容の

別表第〇と書かれているところ、それからイの一番下のポツ、「都道府県計画で定める数」の設定に関する基本的考え方とその数、ここに関連する内容ということでございます。

資料 8 に戻っていただきまして、下の方ですけれども、その計画の中では認定こども園というものが幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、保護者の就労状況、その変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるということ踏まえた上で、これについての取組方策を書けということ。それから幼稚園、保育所については、認定こども園に移行する場合には認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるよう需給調整の特例を設け、供給過剰の地域であっても認可・認定ができるという仕組みとして進めていくことにさせていただきます。

資料 8 を 1 枚めくっていただきまして、上の 3 ページのところですけれども、繰り返しになりますが、目標数値と需給調整のことについて。

下の方、4 ページのところですけれども、これは前にお出ししましたが、平成 26 年 7 月段階での認定こども園へのそれぞれの施設の希望ということで、幼稚園については 25 か所、保育所については 244 か所、認定こども園に移行したいという希望がございますので、県が定める目標数値については、これらを踏まえた上で策定していく必要があると考えているところでございます。

もう 1 つ、都道府県計画で定める需給調整に係る数のことについてですけれども、めくっていただいて上の 5 ページと書かれているところですが、これは先ほどの資料 7 の数字をそのまま出してきたものでありますけれども、この 1 号認定、2 号認定については供給が上回っている、それから 3 号認定については若干需要が上回り、その後、供給が上回っていくという流れになりますが、その下の方にあるとおり、需要が上回る場合には供給をしていくということが基本的な考えであります。認定こども園に移行する場合には供給が上回っている場合であっても、この図のように都道府県計画で定める数を加えて、その範囲で認可・認定を行っていくと、そういう仕組みになってございます。

ということで、この都道府県計画で定める数をどう設定するかということについての考え方になりますが、次のページで、次のような対応方針を進めてまいりたいと思います。

1 つは、①ということですが、都道府県計画で定める数については、量の見込み、前のページのブルーのところになりますけれども、ブルーの部分に一定の割合を掛けて、上の黄色い県計画で定める数というものを設定していきたいということでもあります。その一定割合というものについては、どう進めていくかということですが、その②ですけれども、まずは希望する園が移行できるということですが、その②ですけれども、その認可・認定にあたっては供給過剰における需給バランスが実態とかけ離れたものにならないように、移行を希望する施設の現在の利用状況を踏まえた上、必要な定員というものを認可していくということを基本的に進めてまいりたいと思います。

それと併行しまして、数というものについては認定こども園の目標数、それから設置時期ということも含め、認可・認定の申請の状況や、先ほど御議論いただきました部会での

審議の状況、そして市町村計画との協議の状況を踏まえて年度末までに具体的な数値を明示していきたいと考えております。

(佐藤会長)

この件につきましても御確認をいただく箇所がございます。認定こども園に関する県計画で定める数について、ただ今、御説明のあったような方向で対応していきたいという御提案ですが、いかがでしょうか。今の時点で、よろしいでしょうか。御質問、御意見等があれば、また後でこの話題について考え直すこともあろうかと思いますが、とりあえず、このような形で御確認いただくということでもよろしいでしょうか。

それでは、このような方向で計画を定めることについて決めさせていただきます。

次、お願いいたします。

(事務局)

次は資料 9、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についてということでございます。

資料 4、本文のところについては 21 ページの⑤の記載部分ということの内容でございます。資料 9 の方を御覧いただきたいと思っております。資料 9 の下のところですが、繰り返すことになりますけれども、ポツの 3 つ目、現行の「わくわくあおもり子育てプラン」では地域子育て支援拠点事業など、これらの事業について指標を定め、事業目標値を設定してきたという経過がございます。そのため、今回作成する計画においても、独自記載事項として量の見込みを積み上げ、事業の目標値を設定するという事で前回、御協議をいただいた計画でございます。

その市町村の子ども・子育て支援事業ですけれども、ページをめくっていただきまして 3 ページ、13 事業の内容が書かれております。

その下の 4 ページ以降については、その概要が書かれておりますけれども、①の利用者支援事業については、これは新規の事業で、サービスを必要とする方に対して適切なサービスが提供できるように、その利用の調整を図ったり相談支援をするという新しい事業でございます。それ以下については現行どおりの事業でございます。

ページをめくっていただきまして 7 ページ、上の方ですが、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、それから多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業というのが新たな事業ということになってございます。⑫については、いわゆる実費徴収に関して費用を助言する事業であり、⑬の事業というのは、いろんな事業主体が参入していくために、それを促進する事業ということでございます。

これらについて、下の方、8 ページになりますが、現段階、26 年 9 月段階での市町村でのニーズの見込みというものを積み上げた結果が 8 ページ、それから 9 ページの上の方になります。参考までに現状値を記載してございますけれども、現状値については市町村

から報告のあったものを積み上げたもので、実際の値とは若干乖離している可能性がございます。しかしながら、見ていただければ現状に比べて 27 年以降、事業を拡大していかなければいけない事業、例えば 5 番目の病児保育事業ですとか新しい利用者支援事業、そして次の 9 ページ、放課後児童健全育成事業なども今後増やしていかなければいけないという事業ということになってございます。

今回、目標をどのように設定するのかという目標値の設定について御検討をいただきたいと思っておりますけれども、下の 10 ページのところにあるとおり、今までのわくわくプランには、その指標の立て方として市町村数ですとか実施箇所数という形で立てておりましたけれども、今御覧になっている表はそういう市町村数ではなく、量として何人分とか何人日という形で数値を積み上げてございますので、そのような事業量として目標を設定するというところで進めていきたいと考えております。

11 ページ、対応方針案に記載させていただきました量の見込みにつきましては、国の指標、範囲についてはそれを用いて、その上で市町村の量の積み上げを基本として定めていきたいということです。

大事なところは、その際、各市町村がどういう形でこの数を算定したのかということ、もう一度考え方を確認した上で量の見込みを積み上げてまいりたいということ、そして県の目標値を定めるにあたっては、それぞれの量の見込みに対応する確保方策になるようにそれぞれの市町村と調整を図って設定をしてまいりたいと考えてございます。

(佐藤会長)

この子ども・子育て支援事業、一時預かりとか延長保育とか、13 事業を一括して量の見込みを考えていくということでありますが、対応方針案が示されましたけれども、この方向で進めてよろしいでしょうか。

御質問等は後でお受けいたします。それではどうもありがとうございました。

では次、お願いいたします。

(事務局)

次は資料 10、いわゆる教育・保育の従事者の見込み数に関する点でございます。これについては資料 4 の、1 つ戻りまして④、教育・保育等の従事者の確保及び資質の向上と書かれたところ、21 ページの一番上、別表第〇のとおりですと、その見込み数に関連する資料ということでございます。

資料 10 の中身について御説明をさせていただきます。1 枚めくっていただきまして、この見込み数につきましては前回のこの子ども・子育て支援推進会議においても、年間 1,000 人くらいを超える数が必要だということで、暫定的な数字を出させていただきましたけれども、今回は 3 と書かれたものの上の方にあるとおり、それぞれの市町村の事業計画の中の確保方策に基づいて、量の見込みではなく確保方策に基づいて改めて集計し直したもの

でございます。

その結果が下の方の算出表の 1 番、ここに載っております。それぞれの年齢の子どもが何年度に何人利用するのかということで数値が載っております。この数値につきましては、先ほど資料 7 で確保方策の数値を出しておりますけれども、それと実際は若干異なっております。集計時期が若干ずれておまして、資料 7 で提示したのが直近の数字、こちらの方の数字は保育士数を算出するために中途段階で締め切った関係で、ちょっと数値がずれてございます。

その上で、上の 3 ページの 2 に戻っていただきまして、利用見込み数に対応するための従事者数の推計ということで、必要な保育士等の数をパターン 3 つに分けて算出をしております。1 つ目のパターンは、この 1 で見ていただいた利用児童数に対応する職員の配置基準、0 歳であれば 3 人に 1 人ということになりますが、それで割り算して算出した保育士数等の数というのが下の方の 2 の一番上に書かれた配置基準に対応した数という数値になってございます。それから真ん中についてはパターン 2 ということで、配置基準に加えて一定割合職員を加配するというを織り込んだ場合にどうなるのかと算出したものが真ん中の数です。それから一番下の数は、これまでの県の保育士の配置の実態に応じて必要となる数ということで、基本的には一番上の最低基準として必要な保育士数に対して青森県の施設ではどのくらい上乗せして職員を配置しているのかと、その上乗せ率を踏まえた上で、それに掛け合わせて数を推計したものがパターン 3 となっております。

次のページ、上の方ですけれども、今後、従事しているであろう職員数の推計ということですが、これについてはこれまでの県内の施設で採用をしたり、辞めたりということがあって、概ね 5,000 人ぐらいの保育士等が従事しているわけですけれども、その従事者数の推移をそのまま平成 27 年度以降も続いたと仮定してどのくらいになるのかと、いわゆる政策的な要素を加えずに推計した数というものを 3 番ということで提示してございます。

その上で必要数ということについては、この 3 から 2 のパターン 1、パターン 2、パターン 3 をそれぞれ引いた数として今後どのくらい保育士等の数が必要かということが出てくる数になりますけれども、パターン 1、配置基準に対応した形では保育教諭、保育教諭については不足は生じないということになっていきます。仮に一定割合を加配したとしても、これについては不足が生じないということになります。現在の配置実態に対応した形で検討してみますと、保育教諭、それから保育士については不足が生じるという推計結果になってございます。

このうち、実際にはどういう形になるかというのは分からない部分もございますけれども、下の 6 のところにありますとおり、仮に不足をするという場合であっても、それに対する確保方策として定めていく必要があるということから、保育教諭については両方の免許を取得するような形での支援、保育士については (2) ①離職率を全国レベルまで改善していくということ、それから②新規学卒者が県外就職をする割合を改善していくという取組、それから③とすれば、潜在保育士の再就職を支援していくと、こういうふうな取組

によって不足の保育士を確保していくという対応を考えているところであります。

(佐藤会長)

この資料 10 については、見込み数を計画に記載するということですので、こういう現状にあるということで御理解をいただきたいと思います。

それでは次に放課後子ども総合プランにつきまして。

(事務局)

資料 11、放課後子ども総合プランについて、です。これにつきましては、子ども・子育て支援事業支援計画に記載する内容とは別に、この総合プランについて次世代育成支援対策推進の計画に記載するという事になっているものです。

本文、資料 4 の現在見ていただいている 22 ページの (2) 放課後子ども総合プランの推進、この中にこのような形で記載をしていきたいと考えてございます。

資料 11 を御覧いただきたいと思います。放課後子ども総合プランにつきましては、資料 11 の下の方ですけれども、趣旨・目的にありますとおり、共働きの家庭が、保育所から学校に上がったとしても、そのまま継続して預かることができるという、そういう「小1の壁」を打破するということと、それから次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後安全・安心に過ごすということを目的として、今までの放課後子どもプランをさらに一層進めて、放課後子ども総合プランということで推進していくという方針が出されたところであります。

具体的な中身につきましては、表の左側の囲み、国全体の目標とありますとおり、まず放課後児童クラブについては平成 31 年までに 30 万人分を新たに整備していきたいと。それからもう 1 つ、新しい考え方として登場したのは放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的、または連携して進めていくということで、全国に 2 万か所ある小学校区のうち、その半数 1 万か所については一体型で進めていくという方針であります。

これらについて、その下にあるとおり、市町村・都道府県の次世代育成支援行動計画にそれぞれその内容を記載していくということにより、その整備を支援していくという考え方になってございます。

資料 11 を 1 枚めくっていただきまして、計画に書かれる内容ですけれども、3 のところを御覧いただきたいと思います。3 事業計画の市町村ですけれども、市町村の計画の中では、先ほど申し上げた目標量などを書いていくということ。それから都道府県については地域の実情に応じた研修の実施、教育委員会との連携という内容を計画に記載していくということになります。

一体的な整備というものが何かということについては、下の方に、3 ページ 6 の (2) 一体型の放課後児童クラブの実施というところにこの考え方が書かれてありますので、参考に見ていただきたいと思いますが、これを資料 4 の本文に戻っていただきまして、

計画に盛り込む内容ということで、このような表現でここに記載をしてみたいと考えています。

以上です。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

さらに新制度に向けたスケジュールについて。

(事務局)

スケジュールにつきましては、後ほど、プラン全体の中で御説明を申し上げることとしておりますが、今申し上げたとおり、それぞれ検討事項については次の会議までの間で数値を定めて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

それでは一通り御説明をいただきました。「(仮称) のびのびあおもり子育てプラン」は先ほどの御説明にもありましたとおり、母子保健計画と子ども・子育て支援事業支援計画を一体として作成してございます。本プラン、第1次素案につきまして、先ほど泉谷GMから当日配布資料をもって説明がございましたが、初めて資料4のように全体が示されてございますので、委員の皆様から広く御意見、御感想、御質問をお受けしたいと思います。もちろん、母子保健計画等につきましてでも結構でございます。

どうぞ、長時間黙っておられたので、いろいろと御発言をしたいことがあろうかと思えます。どうぞ忌憚の無い御意見をいただきたいと思えます。

はい、秋元委員。

(秋元委員)

青森県私立幼稚園連合会の秋元といいます。

この量の見込みというので、ちょっとお聞きしたいというかお願いがあります。1号認定、2号認定、3号認定とあったんですけども、この1号認定に関しては今現在の幼稚園が全て1号認定ということになっております。認定こども園になった時に、2号認定、3号認定、それぞれの形によってなるんですけども、現在、幼稚園は定員割れを起しているのが現状です。確認を受けない幼稚園というのがあります。この1号認定の場合の人数に対して、需給調整として県計画で定める数があつて、それが1.2とか、そういう数で上乗せされる予定ですけども、できる限り認定を受けない幼稚園の数があります。これがまた定員に満たっていないというのが現状ですので、何とかその辺のところを配慮してバランスを考えていただきたいということが1つであります。よろしくお願いいたします。

(事務局)

御指摘いただきました点につきまして、認定を受けないというか新制度に乗らない幼稚園の定員というものを踏まえた上で認可・認定をしていただきたいということですのでけれども、そのとおり、需給バランスが過剰にならないように配慮しながら、それぞれの施設の利用実態、それから今後の見通しを踏まえた上で適切な形で認可・認定を行ってまいりたいと考えております。

(佐藤会長)

その他。はい、どうぞ。

(渡邊委員)

青森県保育連合会の渡邊です。よろしくお願いします。

今、秋元先生と同じというか、若干重複するような質問になるんですけども。資料の8の一番最後のページ、やっぱり気になるのは県の方で認定こども園への移行を促進というか後押しするためにある一定の枠を上積みしていくというところに、やや危うさというか曖昧さというか、見えないところがあって御質問をするんですけども。

まず1号認定、2号認定の方は今のところ供給過剰なわけですよ、県の方からの数値と量を比較した場合。それにも関わらず、やっぱりさらに上乗せしてしまうと、さらに供給過剰という形で、それこそ確認を受けない幼稚園だけではなくて、幼稚園のところに保育所から幼保連携型認定こども園になって、1号認定になっていく、または逆に幼稚園が幼保連携型、または幼稚園型で2号を、というところで、少なくなっていく子どもの奪い合いが広がって、さらにはお互い共倒れというか、幼稚園も保育園も首を絞めるような事態を招きかねないだろうと。

もう1つは、大きな幼稚園とか大きな保育所が、それを利用してますます経営力を強めていくと、地域できめ細かな小さな幼稚園、保育園がしわ寄せを受けるような、そういう危険があるので、そういうことがないように重々配慮していただきたいのと、ここから質問なんですけれども、一定の割合を乗じた数となっていますけれども、それが1号、2号、3号、それぞれに割合を、例えば1.1とか1.2を掛けていくつもりなのか。それから掛けようとする量ですけれども、平成27年度の見込みの数に掛けるのか、27年度は掛けた、28年度は28年度の量に掛けていくのかということ、27年度は多いわけですよ、でも37年度になると少なくなっていくとなると、27年度の多いのに1.2とか掛けてしまうと、ますます供給過剰になりかねないので、それをどう考えていらっしゃるのか。

さらには、12月から部会が始まって、いよいよ今度、認定とかに入っていく前に子ども・子育て会議等を開催して、その量の一定割合をこの会議で審議を予定しているのか、これらについて教えていただければと思います。

(佐藤会長)

事務局。

(事務局)

最初の御質問ですけれども、その一定割合を乗じるということについてでございますけれども、御覧のとおり1号児童と2号児童と3号児童と、それぞれについて需要と供給の部分について差があるということでございます。そういうことを踏まえて考えると、それぞれ同一の数値ということではなく、それぞれ別な適切な数値をもって乗じていくということが適切なのではないのかなと。今の段階ではそういう思いを持っているところであります。

2つ目の御質問、すいません、私、意味をうまく取れなかったんですが。

(渡邊委員)

どの数に掛けていくのか。27年度の量に掛けていくのか。

(事務局)

それにつきましても、需要と供給の乖離というものが今後進んでいく可能性がある中で、そここのところを踏まえた上で検討をしてみたいと思っています。

すいません、その次の御質問でしたか。

(渡邊委員)

次の会議に、割合、数値を。

(事務局)

部会でその数値を示すかということですね。そのことについては検討の審議内容には含まれてございませんので、そこで御審議をいただくということではありませんけれども、必要に応じて現在の検討状況については情報提供させていただきたいと考えております。

(渡邊委員)

最後の質問ですけれども、確認ですけれども、仮にじゃあ県の方で、1号に関しては1.15で3号に関しては1.3とかいう数字を、この会議に提案をするということはないということですか。

(事務局)

その数につきましては、次回の、最終になると思いますけれども、その本会議の場において最終案を御提案させていただきたいと思っております。

(渡邊委員)

ありがとうございます。

(佐藤会長)

渡邊委員、よろしいですか。

その他、何でも構いませんので。

(敦賀委員)

青森の敦賀ですけれども、のびのびあおもり子育てプラン、現状と課題というのはなるほどなと思って先ほど聞いていたんですけれども。

いろんな施策が出ています。この施策、例えば結婚とか、結婚する以外の男女の出会いにつながる施策はどういう形でこれをやっていくのかなというのが1つ聞きたい。いろんな部署と関係する課題だと思うんですけれども。

あともう1点は、直接これとは関係ないですけれども、最近、消費税云々という話をやっていますけれども、あの消費税の中に、この子ども・子育ての予算があったように記憶しているんですけれども、あれが先送りになった場合、このプランというのは変更があるのか、あるいは見直しがあるのか、ほとんど影響がないのか。それをお聞かせ願いたいんですけれども。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか、事務局。

(事務局)

まず結婚の取組というところなんですけれども、県の基本計画の中でも結婚からの支援ということで盛り込んでございまして、また重点的に取り組むところとして人口減少克服プロジェクトということで全庁的に取り組んでいるところがあります。結婚支援につきましては、当課で出会いサポートセンターを設置しての情報提供といった出会いづくりの場という取組もしておりますし、また農林水産部の方でも農業者後継者という点で、今、上北の方でモデル的にやっているような事業なども行っております。

そういった形で全庁的にまた結婚支援というところも関係したところで今後は取り組んで行くということで考えております。

(事務局)

消費税が上がらなかった場合の対応ということでございますけれども、それについては国の方でどう判断するのかということですが、今まで県とすれば、国の方では平成27年4月を施行とするという基本的な方針の下で進めるという考え方があって、それに従って県としても今までだいぶ御議論いただいた条例の審議ですとか、いろんな現在進めて

いる予算編成、それからもう既に市町村の段階では園児の募集ですとか、そういうことももう始まっていると。

こういう状況を踏まえて考えれば、制度の大幅な混乱ということを防ぐためにも、予定どおり平成27年4月からこの制度を施行していただきたいというように考えているところでもあります。

ただ、その際、財源ということが問題になりますけれども、その財源についてもきちんと国の方で責任をもって手当されるよう、国の方には要望してまいりたいと考えております。

(佐藤会長)

敦賀委員、よろしいでしょうか。

その他、どうぞ。長尾委員。

(長尾委員)

今のことに関連するのですが。いわゆる今回の国のプランそのもの、計画そのものは消費税増税を見込んでのことなんですね。2017年度に新たに40万人の保育の受け皿を用意するためには、僕らがやっていくためには大体1兆円を超える財源が必要だと、そういう声もあるのですが、それが見込まれない場合は、いわゆるこのプランそのものが机上の空論になっていく可能性が非常に大きいのではないかというふうに思うので。非常に前提になるものが決まってない、いわゆる財源の確保がない中でこのプランの進め方というのは、これでいいのかなと、ふと考えたんですが。

いかがでしょうか。

(佐藤会長)

難しいな、どうぞ、部長、よろしく申し上げます。

(一戸部長)

御意見、ありがとうございます。多分、その質問が出るだろうと思って。

まず、今決めているのは来年の4月に施行するのに併せて最低限決めておかなければならないことを議論いただいているということです。慌ててやってはいけないので、今、議論をしていただいているということです。

財源の問題で一番大きくなるのは、多分4月に施行した時にそれぞれのお子さん、一人ひとりがいくらの金額で入園なりお支払いをするかということですがけれども、この点についてはもう神のみぞ知るではありませんけれども、政府の方で消費税を上げるかどうか。上げなかった場合の財源措置をどうするかというのは我々の範囲外になってしまいますので、そのところは12月の9日と言われてはいますがけれども、消費税の増税が決定の際に決ま

るのだろうと考えています。

よって、ここで先ほど県の数字の見込みの量がどうのこうのという話もありますけれども、流動的な部分が極めて大きいので、ニーズに合わせた形で適切に対応していく必要があるだろうと思います。

我々も消費税が上がるかどうか、ずっと見ているので、そこが決まらないとどうしようもないと。

さらに、この制度自体が、施設の存立といいますか継続も非常に重要な視点ですが、お子さんを持っている親御さん等の利便性といいますかニーズにきめ細かく対応するためにこういう制度改正をしているという大前提の下に議論しているということがあり、今までの議論にないような連携や事業を、市町村に今までの形にこだわらないような形で事業をやっていただきたいし、新しい視点で見てほしいと思います。そのためには財源が必要ということになると思います。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。悩ましい問題で、これは委員も。

その他。井ノ上委員。

(井ノ上委員)

NPOはちのへ未来ネットの井ノ上と申します。ちょっと観点の違うところからの意見なんですけれども。

いろいろ、このプランの中に「地域で支え合い」とか「豊かにつながる」とか、「学校・家庭・地域における連携強化による」といった言葉がたくさんあって、本当にそのとおりでだと思ってしまうのですが、一方で現実には、やっぱりライフスタイルが多様化しておりますし、皆さん、余計なつながりは持ちたくないというところもあると思うので、こういうところに載ったからといって支え合いや連携が強化されるということではないという現実があると思いますので。

例えば、今日、最初に御説明いただいた資料1の17ページに目標指標がありまして、その下から2番目の基本方針5番の(7)に「学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上」というのがありますが、それに対しての施策の目標指標は特にないかないと見受けられてまして、まあ難しいかもしれませんが、もし可能だったらそういったところもちょっとお考えいただければなというところが1点です。

それからもう1つ、この会議で申し上げるのはどうかかなと思った問題は、同じくその施策の目標指標の中に「不登校児童生徒の在籍比」というのがありまして、私、自分の仕事の中で不登校の相談とかをやっているのですが、正直、こういう指標があると学校に行かないこと自体がますます罪悪感があるというような、実際に学校に行っていない子ども達に対しての影響もあろうかと思うので、これはあくまでも私個人の意見、思いなんですけ

れども、もし可能であれば、この指標はちょっと直していただければなと思います。今までの計画にもこの指標は確か載っていたので、継続性とか他の方の御意見もあって難しいかもしれませんが、あくまでも1つの考えとしてお伝えします。特にお答えは結構です。

(佐藤会長)

御意見ということで、事務局の方で御勘案願います。

その他、吉川委員。

(吉川委員)

商工会連合会の吉川です。質問というよりも、施策を打って目標を達成するというところでの話なんですけれども。

例えば、母子保健計画というところで、確かさっきお聞きしたのだと、計画の中に妊婦の喫煙あるいは虫歯のある3歳児、小児の肥満傾向等と、青森県独自の項目というか指標を入れて、それで何かしようと。これは非常に大事なことだろうと思います。

ただ、例えば、それを実行する時に、先の指標でいけば、母子保健の資料でいけば14ページに国と県と市町村の役割というふうになっていて、最終的には市町村で具体的な取組をしていくというような流れになっています。そうすると、例えばの話なんですけれども、むし歯のところにありますけれども、郡部というか町村部には歯医者さんが少ないというか、これは実態だろうと思います。産婦人科がないというのと同じでしょうけれども。そうすると農村、漁村、あるいは今、子ども達が地域の学校というのをスクールバスで通っていると。そうすると、なかなか学校の中で定期的な保健の健康診断みたいな時にそれが分かったとしても、単にむし歯があるから何とかしろというだけだと、親御さんが子どもを連れて普通の日に歯医者に行くということ自体が簡単ではないだろうと。それは市部と郡部ではかなり差があって、ますます、県のやり方では市部と郡部というのはなかなか差は縮まらない、さらに開いていく。結果的に数値の改善で目標にした数値というのは、なかなかうまくクリアをするというか上がっていかないんじゃないかと。

それを市町村はどういうふうやっていくのかということで、いろんな県との計画の協議をこれから進めていくとなっていますけれども。そういった面では県は県の役割が当然あるんでしょうけれども、もう少し、妊婦のタバコの話にしても県として県民に広報をする、啓蒙するというような場面を何とかする、具体的な面を市町村に行ってもらおうと。

何かその辺をもう少し具体的に数値を確保するための努力を具体的にしなければ、計画は作った、最後に見た時に数値があまり動いていないなということに終わるんじゃないか、終わったら困るなという意味での取組を何か具体的に今後やっていく中で考えていただけたらなというふうに思います。

(佐藤会長)

御意見ですが、何かございますか。よろしいですか。
それでは他に。櫻庭委員。

(櫻庭委員)

今回、資料 10 でより具体的な従事者の数を推計され、前提なのが児童の数というものでございます。

ちょっと気になるのは、29 年度以降、まあ 0 歳児ですから 29 年度以降は推定だろうと思うんですけども、ずっとフィックス、固定しているような感じがします。それは数字が暴れているのは 1 だけなんですけれども、30 年度と 29 年度と全体で 1 減っているんですね。45,920 が 45,919 というように、ふっと見ると 0 から 2 歳児をここで 1 だけ減らしているんです。これは市町村からの集計ですから減ることもあるんですけども、基本的な考え方として、これ、将来の話ですので、今現在の話ではないので、ちょっと数字的には大きいかなと。1 が大きいのではなくて、全体としてみると、よっぽど頑張っただ子どもを産まない、どちらかという若干右肩上がりの数字になっていますので、それを前提に今度は従事者数を見込んでいますから、本当に子どもがどんどん減っている少子化の中で、あるいは人口が減っている中で、これで維持できるのかなというのがちょっと、よっぽど頑張った政策を持って子どもを産ませるための対策がかなりないと、そうしないと従事者数も、パターンを読んでいくと、1、2、3 とありますけれども、3 の方で不足するという言い方をされてございますけれども、そこまで本当に不足するのかなというのが疑問です。ちょっと県全体の集計なので何とも言えないですけども、よっぽど政策を頑張るといことがこれは表しているというふうに読んでいいのか、集計ですから市町村からの積み上げを全部集計したらたまたまこうなったということで、何か県の方で未来の予測というか推計の部分は、こういうふうにしてください、みたいな形で指示があって見込みを固定して、29 年度以降はこれで数字は同じにするんだという指導をされたのか、市町村の判断なのか、そこは頑張ろうということなのか、御説明をいただければありがたいと思います。

(佐藤会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

この数値につきましては、先ほど申し上げたとおり、平成 26 年 9 月の段階での市町村のそれぞれの確保方策というものを集計した結果としてここに揚げさせていただいているものです。

それで資料の 7、5 ページと書かれた上の方の数、それからその次のページ、7 と書かれた上の方の数字、基本的にはこの数と一致する資料として作成すべきものでありますけれ

ども、集計の途中で、実際のところ具体的な状況を申し上げますと、市町村から十分数値が上がってこなかったということがあって、資料7の方が最終の直近の数になります。

それで、資料10で使っておりますのはその中途集計の数値ということで、上がってこなかった市町村に関しては取りあえず暫定で、現在までの数値をここに差し挟めたわけで、そういうことをした結果、今、櫻庭委員の方から御指摘があったとおり、ちょっと見かけ上、何か実態と違うような、そういう数値になっているのはそういう影響であります。

今後、この見込み数につきましてはもう一度、直近の状況に置き換えて正しい形でもう一度保育士数の推計をしてみたいと考えています。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

工藤委員。

(工藤委員)

「のびのびあおもり子育てプラン」の3の中で、ちょっと小学校の立場から1つ御意見というか御質問をしたいんですけども。

特に支援を必要とする子どもの状況ということで、人数として挙がっているのが通級指導教室に通っている子どもの人数が挙がっています。ただ、実際の現場としては、特に支援を必要とする子どもというのは通級に通っている子どもよりも実際の通常学級にいて、何らかの障害があると認定されながら通常学級で暮らしている子どもがかなり増えてきていると。さらに今後、文科省の方でインクルーシブ教育といって、判定を受けた子どもが通常学級で通常の子どもと平等の生活をしていけるようにということが叫ばれていますので、この通級の教室に現れない特別な支援を必要とする子どもの数がかかなり増えていくと思われるのですが、その辺の把握というか、その辺を今後どのようにしていかれるのかということをお伺いしたいと思います。

(佐藤会長)

いかがでしょうか、お答えいただけますでしょうか。

(事務局)

この辺の数というものが把握できているかどうかというところは、教育庁に相談の上確認をさせていただきます。また、こういったところの点を現状として表せるのかどうか、その辺、教育庁の方とも相談をして検討をさせていただきます。

(佐藤会長)

御指摘、ありがとうございます。

その他、よろしいでしょうか。

熊谷委員。

(熊谷委員)

この計画では3グループが皆、それぞれ連動し合ってやっていく計画が問われているところでありまして、やはり最初に御説明がありました全国と県の比較というのは大変興味があるところですが、やはり県内全体を見た場合、やはり地域差があると思うんです。この圏域での問題把握というところは、母子保健の14ページにありますそれぞれの役割というところに出てくるんだと思うのですが、各圏域の状況というのも、今後、やはり私どもこういうものを見ていく時には、それぞれの状況を把握しながら連動していく、設置施設数でものを見ていかなければいけないのではないかと考えております。

県型保健所はそれぞれ、こちらからの、本庁からの動きでもって把握はできるんですが、保健所を設置する中核の保健所と、そこを連動したものの見方をして圏域全体を見るという見方を、是非行っていただきたいなど。そしてその地域の市町村の特性とか、それから子どもを育てる環境等もつなげて見ていただきたいなどと考えております。

それからもう1点、私ども看護協会でもワーク・ライフ・バランスの事業を行っております。24年から3年目を経まして、今、最後の2施設、9ヶ所をほとんどの自治体病院が参画して、制度面、また子育てがしやすい対応ということで、各病院等では対策をしております。

これからは、やはり制度の改革もそうですが、それぞれ働くもの自身も変わらなければならないという時代だと言われております。よってワーク・ライフ・マネジメントだそうです。将来的にはそういうことで自分が変わって社会が変わるんだという方向を、こういうプランも先々の方向性としてはやっていかなければいけないのではないかとということで、看護協会ではタイムマネジメントつまり時間管理を、自分自身が時間短縮を意識した仕事の仕方ということをしていかなければならない時代だということも思いますので、やはり与えるだけの制度ではなくて、自分自身も変わるんだということもやっぱり女性、また男女共に進めていかなければならないのではないのかなと思います。

(佐藤会長)

重要な御指摘だと思いますので、どうぞ御検討を願いたいと思います。

その他、森委員。

(森委員)

森といいます。「のびのびあおもりプラン」の本計画のめざすものと書いてあるところに、11の現状と課題があるんですけども。すごく、これら全部が充実したらすごくいいと思うんです。でも、これを課題としていく中で、重点的にこれだったら今年度はできるかなというものを1点、2点とか決めていったら、青森県はこれだけは他には負けないと、そ

ういうプランができるのではないかなと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。御検討お願いいたします。

その他、渡邊委員。

(渡邊委員)

1つだけ要望があります。保育所だけではなくて幼稚園、小学校もそうだと思いますけれども、我々、子ども・子育てを支える立場として、また保護者を支援していく立場として、今、非常に保育士不足、幼稚園教員も不足だと思います。保育士が確保できないが故に入所をお断りせざるを得ないような状況にもありますし、病休だとか産休になってしまうと本当に四苦八苦して、なかなか見つからなくて大変他の保育士等にも無理をさせているようなしだいです。

先ほどの資料の中にもありましたけれども、保育士、保育所支援センター、いつも仮称としていつも検討となっていますので、是非早急にそのセンターでの事業が本格的に始まるよう、切に要望するしだいでございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。御検討願います。

田村委員。

(田村委員)

私の子どもが保育園に通っているのですが、保育園に入所している人にとっては認定こども園に代わった時に、どう変わるのを知りたい部分だと思います。先日、保育園から説明がありまして、今現在保育園で認定こども園に移行するか悩んでいる段階だということなのですが、もし認定こども園になったら親の労働時間が基準以下の家庭は子どもを7時間しか保育園で預かることができないという話がありました。その7時間というのは保育園で設定できて、9時から4時だったり、10時から5時だったりというふうに聞きました。

もし私の聞き間違いでなければ7時間だと思うんですけども、具体的に教えてください。

(佐藤会長)

簡単にお答をいただければと思います。

(事務局)

今のお話は、新たに導入された保育に関する保育認定というものがありまして、これに

については認定こども園であっても保育所であっても同じ考え方になります。その保育認定というのは、親の労働時間に応じて2種類今回設定されることになりました。フルタイムで働いている方については保育標準時間認定ということで、11時間の幅で子どもを預けられるということです。

今お話があったのは、ある月のうち就労時間が少ない方については保育短時間という認定の制度ができて、これについては標準8時間、7時間とおっしゃいましたが8時間以内の間で子どもを預かってもらうというパターンです。

これについては働きの状況について、市町村の方にその状況を伝えて、どの区分に認定されるかということの認定を受けた上でこれを利用していただくという形になります。

(佐藤会長)

田村委員、よろしいでしょうか。

(田村委員)

ありがとうございました。

(佐藤会長)

では、よろしいでしょうか。たくさん御意見をいただきました。それでは今後のスケジュールについて。

(事務局)

それでは資料12という1枚の資料があると思います、こちらの策定手順ということで、これまでも御説明をしてきたところがございますけれども、少し変わった点があるので、その点だけ説明させていただきたいと思います。

表面のところは、これまで実施してきた内容ということで、裏面の方を御覧いただいて。(4)というところが本日のこの子ども・子育て支援推進会議からの意見聴取というところになります。

本来であれば、本日お示しする第1次素案の中で、計画案の本編と、それから事業編と資料編と参考資料という形でとなっているのですが、作業の都合上、事業編というところ、これから取りまとめということになりますので、(3)のところ、事業編のところは今、庁内各課のところにも照会をして取りまとめていくということになります。

3番目の今後のところとしましては、12月から2月ということでパブリックコメントの実施をし、さらに原案の方を幹事会で協議し、そしてまた子ども・子育て支援推進会議の方に意見をお伺いして、その上で推進本部を開いて計画を策定するというところで進めていく予定でございます。

手順については以上です。

(佐藤会長)

何か御質問等、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは本日の議事はこれで終了いたします。活発な御議論、ありがとうございました。

(司会)

佐藤会長、本当にありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、一戸健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

(一戸部長)

今日は長い時間、ありがとうございました。我々が頭に入れるのが大変なくらいの内容なので、なかなか十分な議論ができないところがあったと思いますけれども、大きな方向性は、お子さんを育てやすい社会を目指してやっていく、あとはそれを支える家族ですとか、そういった方々のニーズにあったような施策を展開していくということで、計画の大きな枠自体は皆さん、御了解いただけていると思うんですけれども、今後、我々、役所としては、これを実効性の高いものとして落としていくということであると思っておりますので、また、来年の1月にこの会議を予定しておりますけれども、その際にまた御議論をいただきたいと思っています。

ありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第4回青森県子ども・子育て支援推進会議を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

《以上終了》